

北九州SDGs登録制度 Q&A



2024年8月

北九州市政策局政策課

【1 SDGs全般について】

Q1-1:SDGsとは何ですか。

【2 北九州SDGs登録制度について】

Q2-1:この制度のねらいは何ですか。

Q2-2:登録するとどんなメリットがありますか。

Q2-3:登録してSDGsを推進することでどのような効果がありますか。

【3 申請について】

Q3-1:申請はどのようにすればよいですか。

Q3-2:登録できるのはどんな団体ですか。

Q3-3:市外に本社があり、市内に支店・営業所等がある場合、本社で登録できますか。

Q3-4:市内に複数の支店・営業所・工場等がある場合、支店等ごとの個別の登録となりますか、一括で登録することになりますか。

Q3-5:郵送、持参による申請書の提出は受け付けていますか。

Q3-6:申請様式は、どのような形式で提出すれば良いですか。

Q3-7:なぜ、申請した書類を公表しなければいけないのですか。

Q3-8:市のホームページと自社のホームページをリンクさせても良いですか。

Q3-9:登録にお金はかかりますか。

Q3-10:業種を複数選択することはできますか。

Q3-11:申請から、登録、公表までどのくらいの期間がかかりますか。

Q3-12:登録となる場合、いつ連絡が来るのですか。

Q3-13:登録の要件はありますか。

Q3-14:有効期間はありますか。

Q3-15:様式2で設定した指標(KPI)・目標値の評価はどのように行いますか。

【4 登録申請書について】

Q4-1:従業員数としてカウントするのはどの範囲ですか。

【5 様式1について】

Q5-1:「具体的な取組内容」欄にこれから取り組む内容を記載しても大丈夫ですか。

Q5-2:「具体的な取組内容」欄は、すべて記載する必要がありますか。

Q5-3:「関連する主なゴール・ターゲット」は何を意味しているのですか。

Q5-4:「関連する主なゴール・ターゲット」に記載されている数字は「7」のほかに「7.2」など表示されているものがありますが、この「0.2」は何を意味しているのですか。

Q5-5:「最も関連性のある「北九州市基本計画」の指標や取組」欄はすべて記入する必要がありますか。

【6 様式2について】

Q6-1:「達成を目指す分野」欄において、該当項目に○をつけますが、1項目で「環境」「社会」「経済」の3側面を満たすとして○をつけてもよいのでしょうか。

Q6-2:「達成を目指す分野」欄と「最も関連性のある「北九州市基本計画」の指標や取組」欄は、結びつける必要はありますか。

Q6-3:「指標(KPI)・目標値」欄について、新たに「指標(KPI)」を設定する必要がありますか。

【7 様式3について】

- Q7-1:SDGsの達成や地域課題の解決につながるニーズやシーズを記載しますが、こういった場面で使われるのでしょうか。
- Q7-2:キーワード欄にはこういった内容を記載すべきでしょうか。

【8 登録の更新について】

- Q8-1:更新の場合も申請書の提出が必要ですか。(申請書については、初回申請時から内容に変更はありませんが、再度提出する必要はありますか。)
- Q8-2:初回の申請時は、様式1、2について、「北九州市SDGs未来都市計画」と紐づけることとされ、当該計画の達成に向けた取組を行ってきました。引き続き、未来都市計画の達成に向けた取組を続けるため、「北九州市基本計画」との紐づけは行わないこととして提出してもいいのでしょうか。
- Q8-3:様式2について、初回申請時の申請内容(登録された内容)を、更新までの間に見直し、異なる取組を進めてきた場合、どのように申請すればいいのでしょうか。

【1 SDGs全般について】

Q1-1 SDGsとは何ですか。

A1-1 2015年に国連の全ての加盟国（193カ国）が合意した「Sustainable Development Goals」（持続可能な開発目標）の略称であり、「誰一人取り残さない」をキーワードに、世界が抱える貧困、福祉、ジェンダー、経済、環境、平和などのあらゆる課題を、全ての国をあげて2030年までに解決していく17の目標です。

【2 北九州SDGs登録制度について】

Q2-1 この制度のねらいは何ですか

A2-1 今後、企業等が経営を行っていく上で、SDGsや脱炭素の取組は不可欠な要素であり、対応しないと市場から淘汰されかねない潮流となりつつあります。

そのような中、本制度は、SDGsの達成に寄与する企業等の取組内容等を「見える化」し、地域のSDGsの取組の誘発・加速を図ります。

その結果として、多くの企業等がSDGsや脱炭素の視点を経営に取り入れることで持続可能な成長につなげていただき、それを以って、地域の自律的好循環（※）の実現を目指します。

また、本市は2024年3月に「北九州市基本計画」を策定しました。これまでの「北九州市SDGs未来都市計画」の次の段階として、「北九州市基本計画」に自社の取組を紐づけていただくことで、そうした取組が、北九州市が抱える社会課題の解決等にも寄与していることを明確化し、全市一丸となって当該計画の達成を目指します。

※ 自律的好循環：地域の企業や金融機関、地方公共団体等が連携し、地域におけるSDGs達成に向けた事業活動を通じて、地域課題の解決を図りながら、キャッシュフローを生み出し、得られた収益を地域に再投資すること。

Q2-2 登録するとどんなメリットがありますか。

A2-2 市ホームページ（※）での公表、公共調達等における優遇措置、SDGsクラブ経営サポートに参加する金融機関による支援等のメリットを受けることができます。

（※URL：https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kikaku/324_00016.html）

(1) 市ホームページでの公表

登録事業所の取組内容を公表・PRします

(2) 公共調達等における優遇措置

- 北九州市総合評価落札方式（工事）における加点
- まち・ひと・しごと創生総合戦略資金の融資対象

(3) 金融機関等による支援等

「SDGs経営サポート」参加の金融機関による支援

Q2-3 登録してSDGsの取組を推進することでどのような効果がありますか。

A2-3 登録企業がSDGsの取組を推進することで、以下の効果が見込めると考えています。

【SDGs 推進により期待される効果】

- ・ブランドイメージの向上
- ・金融機関・投資家等との連携
- ・人材の確保・育成
- ・従業員のモチベーションアップ
- ・販路拡大
- ・経営リスクマネジメント
- ・社会的課題解決につながる新商品・サービスの開発 等

【3 申請について】

Q3-1 申請はどのようにすればよいですか。

A3-1 申請にあたっては、市ホームページ（※1）または「北九州SDGsステーション」ホームページ（※2）より申請様式（申請書、様式1～3）をダウンロードし、必要事項をご記入ください。すべてご記入いただいた後、北九州SDGsステーションのホームページ（※2）「申請フォーム」に必要事項をご入力いただき、申請様式を添付の上ご申請ください。

（※1 URL：https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kikaku/324_00016.html）

（※2 URL：<https://kitaq-sdgs.com/registration-system>）

Q3-2 登録できるのはどんな団体ですか。

A3-2 北九州市内に本社又は支店等を有し、市内で事業活動を行う企業、団体（教育機関、個人事業主を含む）が対象となります。（常駐する従業員等がない事業所等は、対象となりません。）

Q3-3 市外に本社があり、市内に支店・営業所等がある場合、本社で登録できますか。

A3-3 市外本社からの申請は、できません。市内にある支店等で申請を行ってください。

Q3-4 市内に複数の支店・営業所・工場等がある場合、支店等ごとの登録となりますか、一括で登録することになりますか。

A3-4 各社の状況に合わせ、本部機能を持つ事業所等で一括して申請を行っても、個別の支店等ごとに申請を行っても、どちらでも構いません。

なお、本部機能を持つ事業所等で一括して申請を行う場合は、申請書の「事業概要」欄に、「支店等を含め一括して申請を行う旨」及び「申請に含む支店等の名称」を記載してください。

Q3-5 郵送、持参による申請書の提出は受け付けていますか。

A3-5 郵送、持参による提出は受け付けません。A3-1に記載の申請方法によりご申請ください。

Q3-6 申請様式は、どのような形式で提出すれば良いですか。

A3-6 様式は、全てエクセル形式（ホームページ掲載のまま）で提出してください。

Q3-7 なぜ、申請した書類を公表しなければいけないのですか。

A3-7 SDGs の取組には、透明性と説明責任が求められていることから、登録内容や取組状況について、定期的に評価、公表していくことが必要です。

また、対外的に PR することで、企業のイメージ・競争力を向上することにつながり、まだ SDGs に取り組めていない企業が SDGs に取り組む際に参考となるため、申請書類を公表するものです。

Q3-8 市のホームページと自社のホームページをリンクさせても良いですか。

A3-8 各ページへ直接リンクの設定をしていただいてもかまいませんが、必ず北九州市のホームページであることを明記して下さい。また、別ウィンドウで開くようにし、リンク元のページと区別できるようにして下さい。

Q3-9 登録にお金はかかりますか。

A3-9 登録料は無料です。

Q3-10 業種を複数選択することはできますか。

A3-10 複数選択することはできません。

複数の業態で経営している場合は、SDGs の取組を通じて主に PR していきたい業種を選択して下さい。

Q3-11 申請から、登録、公表までどのくらいの期間がかかりますか。

A3-11 受付期間終了後、市が約1カ月程度の審査を行い、登録の可否を決定します。登録後、約1カ月～2カ月後に市ホームページで公表します。

Q3-12 登録となる場合、いつ連絡が来るのですか。

A3-12 審査終了後、電子メールにて登録となる旨を連絡します。

Q3-13 登録の要件はありますか。

A3-13 北九州 SDGs クラブへの加入と、以下の3つの様式に企業等の取組を記載することが要件となります。

【様式1】SDGs 達成に向けた取組状況（チェックシート）

「経済・社会・環境」を網羅した12項目に関連する取組を記載

【様式2】SDGs 達成に向けた宣言書

「経済・社会・環境」の三側面で重点的に取り組む内容を宣言

【様式3】SDGs の達成や地域課題の解決を目指すパートナーシップの構築

SDGs の達成や地域課題の解決につながるシーズやニーズを記載

Q3-14 有効期間はありますか。

A3-14 有効期間は、登録から3年間です。

Q3-15 様式2で設定した指標（KPI）・目標値の評価はどのように行いますか。

A3-15 この制度では、原則自己評価としています。

目標の進捗状況については、登録の更新時に報告いただきますが、各自で、毎年状況を確認・管理していただくことが望ましいと考えています。

【4 登録申請書について】

Q4-1 従業員数としてカウントするのはどの範囲ですか。

A4-1 申請者の事業所等のおおよその規模を把握するため、通常、対外的に公表している従業員数を記入してください。

【5 様式1について】

Q5-1 「具体的な取組内容」欄にこれから取り組む内容を記載しても大丈夫ですか。

A5-1 問題ありません。その際は、取組予定の内容を記載し、申請日から1年以内の日付で【〇年〇月取組開始予定】と記載してください。

Q5-2 「具体的な取組内容」欄は、すべて記載する必要がありますか。

A5-2 原則、すべて記入していただくこととしています。

企業等の業種や業態により、「チェック項目」に対応する取組を全く行っていない場合は、「具体的な取組内容」欄に「該当なし」と記載し、その理由を記載してください。

また、「チェック項目」に関連する認定・表彰制度を取得している場合は、該当する項目の記載を免除します。

※詳細は、「(参考) チェック項目が免除対象となる認定・表彰等一覧」のとおり

Q5-3 「関連する主なゴール・ターゲット」は、何を意味しているのですか。

A5-3 各社が「具体的な取組内容」を記入し、実践することで、その取組がSDGsの17のゴールのどの項目の達成に貢献するものなのか知ることができます。

企業等の取組とSDGsを紐づけて「気づき」を得るために、ご活用ください。

Q5-4 「関連する主なゴール・ターゲット」に記載されている「7. 2」といった数字は、何を意味しているのですか。

A5-4 例えば、左の数字の「7」は、当該項目の取組を企業等が進めることで、17のゴールのうち、ゴール7の達成に向けて貢献できるということの意味します。

また、右の数字の「2」は、そのゴール7の中で、ターゲットとしてより細分化されている項目のうち、2の項目の達成に貢献するという整理となります。

SDGsの取組を進めるうえで17のゴールだけではなく、169のターゲットの内容を理解し、意識して取組を進めていくことが非常に重要です。

なお、17のゴール及び169のターゲットの内容等につきましては、インターネット上に掲載されていますので、「SDGs ターゲット」等のワードでご検索ください。

Q5-5 「最も関連性のある「北九州市基本計画」の指標や取組」欄は、すべて記入する必要がありますか。

A5-5 すべて記載する必要はなく、「具体的な取組内容」欄に記載した取組と結びつけることができる項目のみの記載で構いません。

しかしながら、今後、「北九州市基本計画」を官民一体となって推進していくために、当該計画の項目を意識しながら企業等の取組を進めていただくことが非常に重要となると考えております。

したがって、可能な限り、「最も関連性のある「北九州市基本計画」の指標や取組」欄に記載してください。(指標や具体的な取組は、同エクセルファイルの別シートに表示しています。)

【6 様式2について】

Q6-1 「達成を目指す分野」欄において、該当項目に○をつけますが、1項目で「環境」「社会」「経済」の3側面を満たすとして○をつけてもよいのでしょうか。

A6-1 1項目で「環境」「社会」「経済」の3側面を満たすことも可能です。

Q6-2 「達成を目指す分野」欄と「最も関連性のある「北九州市基本計画」の指標や取組」欄は、結びつける必要はありますか。

A6-2 「最も関連性のある「北九州市基本計画」の指標や取組」欄で選択した項目が関連する分野と「達成を目指す分野」欄の該当項目を結び付けてください。

なお、「SDGs達成に向けた重点的な取組」欄に記載した内容が、「北九州市基本計画」の複数の項目と結びつく場合、「最も関連性のある「北九州市基本計画」の指標や取組」欄への記載は、最も関連性のある項目一つで構いませんが、実際には複数の「北九州市基本計画」の項目と結びつくこととなります。その場合、「達成を目指す分野」欄の該当項目に「○」が複数記載されることとなります。

Q6-3 「指標 (KPI) ・ 目標値」欄について、新たに「指標 (KPI)」を設定する必要がありますか。

A6-3 必ずしも、新たに「指標 (KPI)」を設定する必要はなく、既に設定している「指標 (KPI)」を記載することも可能です。

【7 様式3について】

Q7-1 SDGsの達成や地域課題の解決につながるニーズやシーズを記載しますが、どのような場面で使われるのでしょうか。

A7-1 SDGsの達成や地域課題の解決については、様々なステークホルダーとの連携が必要です。

登録制度で申請いただいた内容はすべて公表いたしますので、申請内容を閲覧した他事業者からの連絡が期待できますし、「北九州SDGsステーション」でのマッチングのための情報としても使用いたします。

Q7-2 キーワード欄にはこういった内容を記載すべきでしょうか。

A7-2 ニーズとシーズのマッチングのためのキーワードとして使用します。そのため、提供可能な自社のサービスや必要としている技術等のマッチングにつながることを意識したキーワードを記載してください。

【8 登録の更新について】

Q8-1 更新の場合も申請書の提出が必要ですか。(申請書については、初回申請時から内容に変更はありませんが、再度提出する必要はありますか。)

A8-1 内容に変更がない場合であっても、申請書の提出は必要です。

申請書は、受付の整理(新規申請者と更新申請者の申請時期が同時期の場合があるため)に必要なだけでなく、担当者の変更の連絡漏れ(市側の対応漏れ)等、現時点で変更の反映ができていない場合もあることから、更新申請を行う場合にも必ずご提出いただきます。

Q8-2 初回の申請時は、様式1、2について、「北九州市SDGs未来都市計画」と紐づけることとされ、当該計画の達成に向けた取組を行ってきました。引き続き、未来都市計画の達成に向けた取組を続けるため、「北九州市基本計画」との紐づけは行わないこととして提出してもいいでしょうか。

A8-2 「SDGs未来都市計画」については、第二期の終期である2023年度を迎え、2024年度からは、次の段階として「北九州市基本計画」に移行することとしました。

そのため、未来都市計画の達成に向けた取組であることから基本計画の紐づけを行わないとした申請は認められません。

一方で、これまでと異なる取組を強いるものではなく、現行の取組が基本計画の達成にどのように寄与しているのか、改めて紐づけを行っていただくことで、ご理解いただくことを目的としています。

Q8-3 様式2について、初回申請時の申請内容（登録された内容）を、更新までの間に見直し、異なる取組を進めてきた場合、どのように申請すればいいでしょうか。

A8-3 当初の申請内容とは異なる取組をされた場合は、申請要綱に記載のとおり、事前に変更の申請が必要となります。

一方で、申請漏れ等が生じたことにより登録の取り消しを行うものではございませんので、更新時に初回申請時と異なる取組をされている場合は、現時点での取組内容や KPI 等を、様式左側「SDGs 達成のための重点的な取組」や「指標（KPI）」、「これまでの活動状況」に記載してください。

「今後の対策」や「今後の指標（KPI）」につきましても、上記を基に記載してください。